平成２７年（フ）第１２０号
堺市北区常磐町３丁４番地11　エミネンス103号、前住所堺市北区百舌鳥西之町１丁188番地３
債務者　西川　隆史
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２号
北海道新冠郡新冠町字美宇198番地の５
破産者　山本　裕美（旧姓石崎）
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第４２号
福岡県うきは市浮羽町朝田551番地
破産者　有限会社マルシチ
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１０１号
佐賀県伊万里市東山代町長浜2408番地の８
破産者　有限会社草野製材所
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５２号
宮城県加美郡色麻町大字上新町151番地の６
破産者　株式会社東伸
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
山形市桧町４丁目８番13号
破産者　有限会社貝和製菓
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
山形県米沢市大字李山字南原パイロット三2106番地
破産者　パイロット工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第７３号
群馬県太田市安良岡町209番地３
破産者　有限会社ＭＤＳ
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１９４９号
名古屋市中川区八熊通６丁目37番地
破産者　瓜生工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６３号
北九州市門司区白野江３丁目32番３号
破産者　ドレーン基礎工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７８号
北海道苫小牧市澄川町３丁目２番７号
破産者　株式会社アキ
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２３２号
岐阜県山県市東深瀬2737番地９
破産者　竹内　健一
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２１号
愛知県安城市北山崎町天神３番地１
破産者　有限会社にしむら印刷
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
愛知県新城市杉山字篠刈58番地の１
破産者　有限会社建装
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６８２号
京都市上京区鞍馬口通大宮西入上る西若宮北半町150番地10、商業登記簿上の本店所在地京都市上京区鞍馬口通大宮西入上る西若宮北半町150番地
破産者　橋本常株式会社
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
和歌山市松江北３丁目２番16号
破産者　榎本産業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６５２号
岡山市東区瀬戸町光明谷337番地
破産者　西脇　良惠
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９３号
埼玉県川口市大字芝5158番地の９、開始決定時の住所岡山県玉野市田井３丁目32番56号
破産者　村越　　誠
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部